

簡易課税の方(令和5年分消費税申告用)

【お持ちいただくもの】

〔所得税〕

①令和3、4、5年分(3年間分)の「決算書」ならびに「申告書」の控

〔消費税〕

②令和3年分、令和4年分の「申告書」の控、各種付表ならびに計算書

③令和5年分の消費税申告書(今回税務署より郵送された書類)

④今までに提出した届出書の控(適格請求書発行事業者の登録申請書等)

〔帳簿等〕

⑤令和5年分の帳簿(現金出納帳、収入のわかるもの、経費の内容のわかるもの)

⑥重要→税率区分表

★税率区分表とは、科目ごとに、それぞれ旧税率5%、8%、税率10%、軽減税率8%に区分して集計するものです。会計ソフトで区分表を出力できる方はご用意ください。税率区分表をお持ちでない方は、受付にてお声かけ下さい。

★上記該当する売り上げがある方は、帳簿又は、会計ソフトで税率ごとに区分経理で集計して下さい。

★区分経理していない方は、本財団での「消費税決算個人サポート(3月中旬から3月末)」の受講ができない場合があります。必ず、区分経理をお願い致します。

〔その他〕

⑦マイナンバー(個人番号)の確認できる書類又は写

＝消費税申告受講までに、必ず行って下さい＝

※ 売上等収入について、課税、不課税、非課税に分け、事業内容ごとの区分を行って下さい。

【課税取引とならないもの】

1	事業収入	商品券販売代金、保険金、輸出取引等収入、社会保険診療収入、国外取引収入 ※持続化給付金、家賃支援給付金、東京都感染拡大防止協力金等
	不動産収入	土地の貸付、住宅の貸付(賃貸期間が1ヶ月以上の居住用住宅) 礼金で住宅や土地の貸付に関する部分 権利金・更新料で賃貸期間が1ヶ月以上の居住用住宅や土地の貸付に関する部分

※ 譲渡所得 事業用固定資産、貸付住宅の売却収入がある場合は、課税売上となるので注意

簡易課税の方(令和5年分消費税申告用)

売上を分けてください！！

事業区分は、個々の事業内容により異なります。以下は、判断の目安になるように例示しましたので参考にして、事業区分ごとに売上の集計を行って下さい。

	事業の内容	事業区分(第●種事業)						参 考
		一	二	三	四	五	六	
1	文房具店が文房具を学校に販売	○						学校も事業者
2	酒屋さんがビールを居酒屋に販売	○						居酒屋は事業者
3	自動販売機での収入		○					小売に該当
4	仕入れたお弁当を、単に温める程度に消費者に販売		○					単に温める程度なら加工等になりません。
5	肉屋が精肉を消費者に販売		○					
6	肉屋が店舗内でコロッケ、メンチカツ等を製造して消費者に販売			○				
7	魚屋が魚を三枚におろして消費者に販売		○					
8	魚屋が魚を焼く、あぶる、煮る等して消費者に販売			○				熟等を加えれば加工等になります。
9	飲食店が客の注文により出前を行う場合				○			
10	飲食店が製造した商品をお土産用に販売			○				
11	飲食店が仕入れた商品をお土産用に販売		○					
12	自動車修理業者が行う修理					○		
13	美容室における化粧品の販売		○					
14	事業用固定資産の売却				○			
15	賃貸不動産の管理手数料						○	

※事業区分は、裏面をご参照下さい。

【事業区分】

事業区分	該当する事業区分の判断基準	
第1種	事業者向け 販売業	各種商品卸売業、繊維、食料、建築材料、家具、衣服等他卸売業 他の者(消費者含む)から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで <u>他の事業者</u> に販売する事業
第2種	消費者向け 販売業	酒屋、食肉、鮮魚、青果、菓子、生花、文具、洋服、家電、カメラ、米穀、お茶、自動車販売、コンビニ等小売 他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで販売する事業で第1種事業以外の事業(<u>消費者</u> に販売する事業)
第3種	建設、製造業等	建築、電気水道設備、食料品製造、パン・菓子製造、出版・印刷・製本等 注)建築請負 農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第1種、第2種に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除く (イ)原材料等 <u>自分で仕入</u> 、加工等手を加えた場合は3種 (ロ)原材料等の <u>支給を受けて</u> 加工等手を加えた場合は4種
第4種	飲食業等	食堂、レストラン、すし店、喫茶店、そば・うどん店、料亭、パースナック等飲食業 第1種、第2種、第3種、第5種及び第6種事業以外の事業 なお、第3種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第4種となります ①店内の飲食、出前⇒4種 ②自分で製造した弁当等の持帰り販売⇒3種 ③仕入商品の消費者販売⇒2種 ④1～6種事業の事業用固定資産の売却⇒4種
第5種	運輸通信業、金融業 保険、サービス業等	生保、損保、質屋、貸金業、病院、診療所、歯科、歯科技工士、デザイナー、著述業、理容美容、コンサルタント、芸能、修理、運輸通信業等 ①理容美容の化粧品等販売は2種、②花屋のディスプレイ等の手数料は5種 機械、器具当の修理は、例えば部品代と修理手数料等を区分しても、その全体が第5種事業となります
第6種	不動産業	不動産代理業・仲介業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業